平成２３年（フ）第１３４３号
札幌市手稲区前田２条13丁目２番20―302号
債務者　新関　正一
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３４７号
札幌市東区北30条東15丁目２番12号　グランデミル北30条103号
債務者　吉田　珠生（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３７４号
札幌市西区西町北18丁目２番１―113号
債務者　乙丸有希子（旧姓浜名）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３９７号
札幌市北区新川６条15丁目６番２―203号
債務者　清藤　淳子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４４９号
札幌市東区伏古３条２丁目５番30号　コーポ浜２―202
債務者　立藏　芳章
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４５６号
札幌市中央区南11条西７丁目１番７―510号
債務者　佐々木　久
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４６３号
札幌市北区北36条西３丁目２番35―106号
債務者　坂内美由紀（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９６号
群馬県安中市原市1738番地６
債務者　久保田貴子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１９８号
群馬県高崎市大八木町2123番地１　グリーンハイツＡ102号
債務者　金子　久江
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２０４号
群馬県高崎市浜尻町26番地20
債務者　入澤　洋一
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２５６号
埼玉県熊谷市上川上996番地
債務者　大島　　司
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第９１号
千葉県銚子市清川町１丁目664番地
債務者　石毛　　勇
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１２号
千葉県東金市北之幸谷268番地５　小川ハイツＥ―106
債務者　川島　淳彌
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３０号
相模原市中央区横山台２丁目19番８号
債務者　志村健太郎
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１８８号
神奈川県座間市広野台１丁目24番32―504号　ライオンズマンション相武台前
債務者　橋本　詩織（旧姓提橋）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２１７号
神奈川県座間市相模が丘２丁目30番13―903号　藤和相模原コープⅢ
債務者　菅原　早苗
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２３９号
相模原市緑区根小屋2573番地15
債務者　田代みゆき
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部